

# 訪問看護ステーションあざらし 運営規程

## (訪問看護及び介護予防訪問看護)

### 第1条 (事業の目的)

この規程は、合同会社乙（以下「本事業者」という。）が設置運営する訪問看護ステーションあざらし（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

- 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すものとする。
- 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当・適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医・地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供を行うものとする。

### 第3条 (事業の運営)

- 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な看護の提供を行うものとする。
- 看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみを行うものとし、第三者への委託によつては行わないものとする。
- 感染症や非常時災害の発生時においては、本事業を円滑に実施するため、及び、非常時の体制の早急な業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
  - 業務計画の策定
  - 研修・訓練の実施
  - 必要に応じて業務計画の見直し・変更

### 第4条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 名称：訪問看護ステーションあざらし
- 所在地：北海道札幌市北区東茨戸3条1丁目1-17

## 第5条（職員数および職務の内容）

本事業所に勤務する職種・数および職務内容は、次のとおりとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

1. 管理者は看護師若しくは保健師1名とし、所属職員を指揮監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、または、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2. 職員として、保健師・看護師は常勤換算で2.5名以上（うち1名は看護師）を配置し、訪問看護を担当する。理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、必要に応じて配置し、看護師と連携し訪問リハビリテーションを提供する。
3. 事業所の運営に必要な事務の担当を決める。

## 第6条（営業日及び営業時間等）

本事業所の営業日および営業時間は、次に定めるものとする。

1. 営業日は通常、月曜から金曜までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は8時30分から17時00分までとする。
3. 連絡体制は24時間常時、電話による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。
4. その他、休日や祝日、早朝や夜間に対応が必要な利用者がいた場合は、状況に合わせて対応する。

## 第7条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1. 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、アセスメント及び利用者の意向に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
2. 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意向に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
3. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、保健師と理学療法士等が連携し一体的に作成するものとして作成する。
4. 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから各病院・クリニック等に、主治医の選定および調整を依頼する。

## 第8条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 心身の状態、障害、日常生活の状態や生活環境のアセスメント
2. 清潔保持、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防
3. 褥瘡の予防処置
4. 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
5. 人生の最終段階における看護
6. 認知症や精神障害者の看護
7. 療養生活や介護方法の相談・助言
8. 服薬管理、カテーテル等の医療器具使用の管理
9. その他、医師の指示による医療処置および検査等の補助
10. 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
11. 居宅改善の相談・助言

## 第9条（利用料等）

本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

1. 医療保険については、健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。
2. 介護保険については、居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、事前に利用者へ説明し同意を得たうえで、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする（別表 その他の利用料を参照）。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

1. 医療保険・介護保険を利用しない訪問看護を行った場合
2. 処置の複雑さ等により通常のコ対を越える特別な訪問看護が必要となり、提供時間が1時間30分を超えた場合（医療保険・介護保険の範囲を超える場合）
3. 訪問看護と連続して行われる死後の処置

なお、通常のコ訪問看護実施地域（第10条）を超えた場合は交通費の実費を徴収する。また、保険給付対象外のサービスと利用者の選定に基づく訪問看護は、実費を別途徴収する場合がある。料金の詳細については「別表 その他の利用料」を参照のこと。

本事業所は利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

## 第10条（通常のコ訪問看護の実施地域）

通常のコ訪問看護実施地域は札幌市北区・東区、石狩市（北は厚田区虹ヶ丘・緑ヶ原町周辺まで）、当別町（北は当別駅周辺まで）の区域とする。「別紙 通常の実施工エリア」を参照。

## 第11条（緊急時等における対応方法）

1. 訪問看護の提供を行っているときに利用者コ病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等のコ必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等のコ必要な措置を講じるものとする。
2. 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町、当該利用者コ家族等（介護保険利用者コ場合は、当該利用者コかかる居宅介護支援事業所等）に報告し、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 本事業者は、緊急事態や事故コ状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。
5. 本事業所は、緊急時に迅速に対応できるよう、管理者・看護師等・主治医・関係機関コ連絡先を記載した緊急連絡網を整備し、従業員が常時参照できる状態に保つものとする。緊急連絡網は少なくとも年1回内容を確認・更新し、変更が生じた場合はその都度改訂するものとする。

## 第12条（衛生管理等）

1. 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 感染症の発生蔓延防止のための措置を講じるものとする。これには、指針の整備、感染対策委員会の開催、研修及び訓練の実施が含まれる。

## 第13条（苦情処理）

1. 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所における苦情の受付窓口は次のとおりとし、重要事項説明書に明示のうえ、サービス開始時に利用者または家族へ説明・同意を得るものとする。

窓口	電話番号
訪問看護ステーションあざらし	090-9320-1573
北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161
札幌市保健所 医療安全相談窓口	011-622-5159

3. 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 第14条（個人情報の保護）

1. 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## 第15条（虐待防止に関する事項）

本事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講じるものとする。

1. 虐待防止のための委員会の開催
2. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
3. 虐待防止のための指針の整備
4. 虐待防止の責任者を管理者とする。ただし、管理者が不在の場合は主任がその職務を代行する。虐待防止の責任者は、委員会の統括、研修の企画および虐待が疑われる事案への対応・市町村への報告を行う。
5. その他虐待防止のために必要な措置

本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 第16条（身体拘束の禁止）

本事業所は、訪問看護の提供にあたり、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を原則として禁止する。

ただし、利用者本人または他者の生命・身体の安全を保護するため緊急やむを得ない場合には、次の要件をすべて満たすことを確認の上、必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことができるものとする。

1. 切迫性：利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束等以外の代替方法がないこと
3. 一時性：身体拘束等が一時的なものであること

身体拘束等を行う場合は、主治医・家族・ケアマネージャー等に報告・相談するとともに、その態様・時間・利用者の心身の状況および緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

本事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対する研修を定期的実施するものとする。

## 第17条（カスタマーハラスメントへの対応）

事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

## 第18条（私費の訪問看護の利用料）

医療保険・介護保険の制度対象外の訪問看護は、別表に定めた運営規程に基づき利用料を徴収する。交通費は別途実費徴収とする。

## 第19条（その他運営についての留意事項）

1. 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 本事業所の従業者は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
3. 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完了の日から5年間保管するものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は令和8年5月1日より遡及して運用する。

# 別表 その他の利用料

## 1. 目的と方針

在宅療養生活の継続とQOLの向上を図るために、保険給付対象外のサービスと利用者の選定による保険給付対象外の訪問看護等を提供することを目的とする。利用者の選定に基づく保険給付対象外のサービスと訪問看護等の提供であって、訪問看護ステーションの都合では行わない。利用者の状況に合わせて、必要性から判断して、安全で適切な対応を行う。

## 2. 利用料（保険給付対象外のサービスの内容及び料金）

訪問にかかる交通費	通常の訪問看護実施地域（札幌市北区・東区、石狩市（北は厚田区虹ヶ丘・緑ヶ原町周辺まで）、当別町（北は当別駅周辺まで））においては、交通費・駐車場代は一切いただきません。通常の訪問看護実施地域については「別表 通常の実施エリア」を参照 弊社車両で移動した場合は1kmあたり50円、駐車場代は実費をご負担いただきます。 実施地域外への訪問については、公共交通機関またはタクシーを利用した場合は、実施地域外の距離によって実費相当額をご負担いただきます。
買い物代行	4,400円/回
利用者の搬送・付き添い等	4,400円/30分
薬の受け取り・配達	2,200円/回
ご遺体のケア料	22,000円
キャンセル料	5,500円 ※訪問看護サービスの利用中止について、利用者からの連絡が前日の午後5時までの場合は予定されたサービスを変更・中止することができ、キャンセル料は発生しない。前日の午後5時以降の連絡は、キャンセル料が発生する。

## 4. 利用料（利用者の選定に基づく訪問看護利用料の料金）

医療保険・介護保険給付の対象とならない訪問看護サービスの利用料

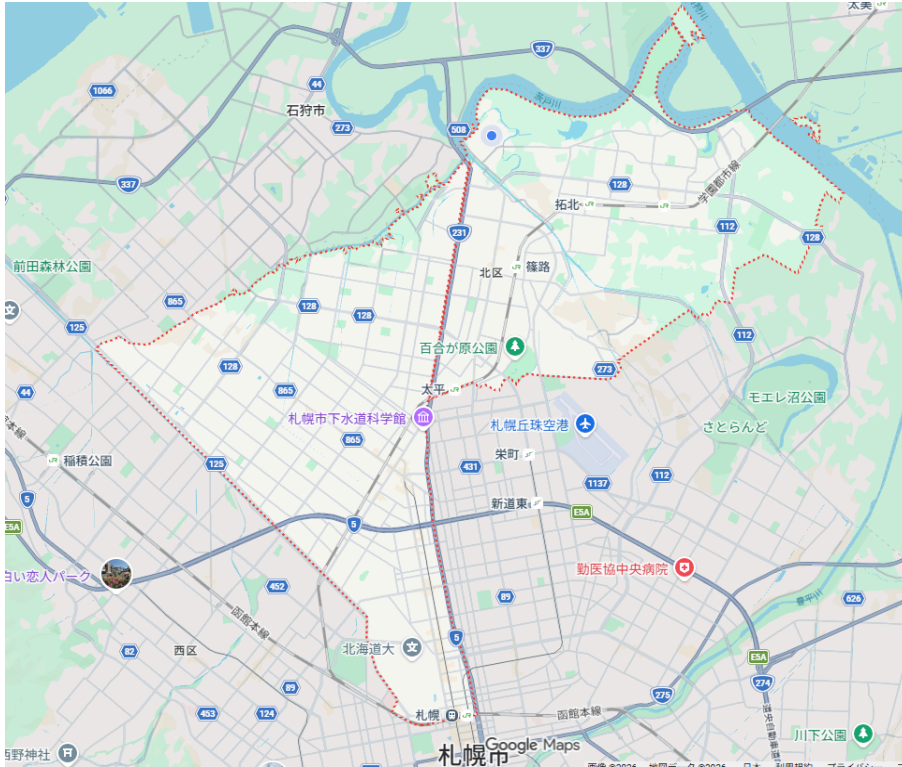
平日	
営業時間内（9:00～17:00）	5,500円/30分
夜間（17:00～22:00・早朝（6:00～9:00）	6,875円/30分
深夜（22:00～6:00）	8,250円/30分
土・日・祝日	
営業時間内（9:00～17:00）	6,875円/30分
夜間（17:00～22:00）・早朝（6:00～9:00）	8,600円/30分
深夜（22:00～6:00）	10,300円/30分

## 作成と更新

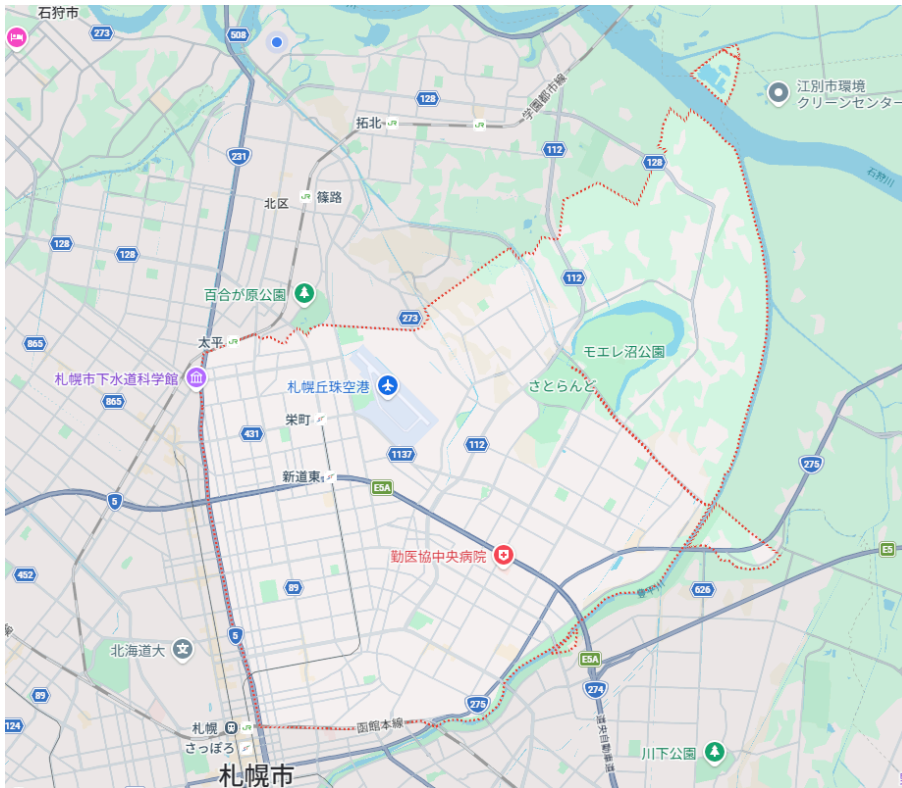
作成日：2026年2月21日

# 別表 通常の実施エリア

## 札幌市北区



## 札幌市東区



## 石狩市（北は厚田区虹ヶ丘・緑ヶ原町周辺まで）



## 当別町（北は当別駅周辺まで）

